

会 議 録

1 会議名

令和元年度 第11回頸城区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 協議事項（公開）

○令和2年度頸城区地域活動支援事業について … 資料No.1

○地域活動支援事業報告会の開催について … 資料No.2

(2) 報告事項（公開）

○総合事務所の時間外受付の見直し概要等について … 資料No.3

○大池・小池を元気にする会からの報告について

(3) その他（公開）

3 開催日時

令和2年1月22日（水）午後6時30分から午後7時30分まで

4 開催場所

頸城コミュニティプラザ 2階 203会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：井部辰男（会長）、関川正平（副会長）、石野敏、上村闈一、笠原昇治、佐藤学、西巻肇、芳賀芳明、橋本博太、船木貴幸、望月博、山本光男、山本誠信、横山一雄（委員16人中14人出席）
- ・ 自治・地域振興課：岡村課長、廣川副課長、小酒井係長
- ・ 事務局：頸城区総合事務所橋立所長、田村次長、小山市民・生活福祉グループ長、稲田教育・文化グループ長、総務・地域振興グループ渡邊班長、武内班長、古川主任（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容

【田村次長】

- ・会議の開催を宣言

【井部会長】

- ・挨拶

【田村次長】

- ・佐野委員、滝本委員の欠席を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：関川委員、西巻委員に依頼

【井部会長】

協議事項「令和2年度頸城区地域活動支援事業について」に入る。

【古川主任】

- ・資料No.1について説明

【井部会長】

委員に質疑等を求める。

【石野委員】

資料No.1の5.プレゼンテーションの実施のところで以前、吉川区ではプレゼンの仕方はこうなので、今後導入してはどうかという提案をさせてもらった。会長から審議するタイミングが来たら打ち合わせすることになっていたと思う。個人的にはプレゼンの仕方としては吉川区同様のやり方が今にマッチしている。聞く側も非常にわかりやすいので、それを含めて審議いただいて5番の所に追記していただきたい。

【古川主任】

会長と相談させていただいたが、プレゼンにあたっては提案団体がこういうプレゼンをしたいということであれば可能な限りの協力を行いたいと考えている。パソコン、プロジェクターを使ったパワーポイントでのプレゼンということであれば協力したいと考えている。

【井部会長】

吉川区では提案団体がやるものについては認めてきているという経過もあるがいかか。

【上村委員】

事務局で提案団体に公平な立場から事務処理をしてお手伝いを願うのであれば、私

は賛成である。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【横山委員】

やはりプレゼンテーションというのは聞くものにとって理解ができるようなものでなければならぬ。

我々が事前質問を出しているわけで、それについて答えようとしていない部分が多々ある。事務局からきちんと通知しないと今までみたいにだらだらやるのは時間の無駄である。

【井部会長】

事務局が説明したように創意工夫したプレゼンのやり方について、それは認めるという方向でいきたいがいかがか。

【全委員】

了解。

【井部会長】

今後は、提案者に創意工夫を委ねるといふふうにしていきたい。事務局は、受付段階である程度確認をとっていただきたい。

【井部会長】

他に質疑等を求めるがなかったので、協議事項「令和2年度頸城区地域活動支援事業について」を終了。

引き続き、協議事項「地域活動支援事業報告会の開催について」に入る。

【古川主任】

・資料No.2について説明

【井部会長】

委員に質疑等を求める。

【芳賀委員】

2月28日（金）午後6時から地域協議会終了後に場所を移動してこれを行うということか。

【古川主任】

2月28日（金）午後6時から希望館第2会議室において地域協議会の活動報告会

が予定されており、終了後、引き続き地域活動支援事業の報告会を開催させていただきたい。

【井部会長】

4年前も任期最終の年にこれまでの任期中の私たちの活動報告ということで開催し、終了後地域活動支援事業の報告会をするということである。

【石野委員】

それはどういうイメージか。

【井部会長】

地域協議会を何回やり、こういう審議・諮問をしてきた、これまで取り組んできた報告をする。

2月28日午後6時から、地域協議会活動報告会、終了後地域活動支援事業の報告会の二本立てで開催することによろしいか。

【全委員】

了解。

【井部会長】

協議事項「地域活動支援事業報告会の開催について」を終了。

報告事項1「総合事務所の時間外受付の見直し概要等について」に入る。

(自治・地域振興課岡村課長、廣川副課長、小酒井係長入室)

【岡村課長】

・資料No.3について説明

【橋立所長】

補足として、資料No.3の一番下の(4)の時間外における防災行政無線の放送についてということで、2番目の○印の最後の行で当該情報の覚知後、登庁した職員が放送すると書かれている。4月以降の火災の放送の体制は、頸城区としてその日の当番職員を決めて、その職員が安全安心メールで火災を知り、総合事務所に駆け付けて放送する。

他に、消防担当職員も事務所に駆け付けるので早い方が放送するというので4月以降の体制は考えている。昨日1月21日に連絡・参集体制のデモンストレーションをしたが、きちんと参集できるということを確認しており、現在体制を整えたところである。

これまでは、各区で放送の体制が少しずつ変わっていた所があり、頸城区の現状として夜10時から朝8時半までは、相当緊急なことがない限り放送はしていない。頸城区として4月以降夜間をどうするか、地域協議会の皆さんの意見をいただいた中で24時間そのままやるのか、どうするのかという意見をいただければと思う。

【井部会長】

委員に質疑等を求める。

【西巻委員】

今年はずっと少雪で停電とかの災害は今のところ出ていないが、過去に5～6時間夜間に停電したことがある。停電は部分的、送配電システムで非常に区域が限られる場合と大規模な場合の二通りがある。過去の事例として、頸城区の深沢で倒木があって復旧に時間がかかった。そうなった場合、停電であれば、今後木田庁舎へ入ることになるが、誰か連絡をするだろうということで、誰もしなかった場合には地域の方々が、特に情報源を持たないお年寄りには、場合によっては命の危険が出てくる。

特に小規模の停電やクマが出た、それは命に直結することなので、しっかりした連絡を確実にお願いしたい。

【岡村課長】

大規模な停電があると東北電力の方から連絡が来るが、小規模な停電はどうしても地域の皆さんからの連絡があって初めて職員も気が付くというような状況になっている。クマの出没も、連絡があった際の対応は、しっかり取れるようにはなっているので、地域からの情報発信をお願いするという点は総合事務所を通じて進めていくと考えている。

【井部会長】

総合事務所を通してではなく、今回のことは岡村課長の所で提案しているのだから全市的にこの問題をどうするかという話でないとだめではないか。

【岡村課長】

13区の対応として各区の方にも働きかけていきたいと考えている。

【橋立所長】

総合事務所からのお知らせの2月1日号で、火災・停電・電話故障があったら、問い合わせの電話番号を目に見える形で皆さんに周知させていただく。

これから町内会長会議とか、ことあるごとにお知らせをしながら皆さんからの情報

をいただければ総合事務所が動くという体制を作っていきたいと考えている。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【上村委員】

頸城区バージョンということで夜10時から朝8時半までは頸城区は放送しないようにということで、住民の皆さんのいろんな角度でいろんな考えがあると思うが、私個人としては地域協議会委員が即答するのは厳しい問題だろうと思う。

13区共通のこういう問題があると思う。実際、具体的に何かあった時は、当番職員が誰かということ町内会長は把握してもいいのでは。

【岡村課長】

当番職員が地域の皆様に周知されていなくても、総合事務所にまず電話をいただければ、当直が当番職員に確実に繋ぐという仕組みを作っているので、個別の対応がなくても総合事務所に連絡をしてもらうということで自動転送され、当番職員に繋がれるという体制を確立している。夜間でも総合事務所に電話をかけるという、今までと変わらない対応として考えていただいてよい。

【橋立所長】

市全体で24時間体制で実施するというのが一つ。今までは頸城区はしていないが、24時間ということに決まればそのとおりで行うので、皆様のご意見をいただきたい。

【関川副会長】

所長の話の中で、夜間の場合は、よほどのことがない限り火事の放送をしないと最初おっしやった。

【橋立所長】

今の状態である。

【関川副会長】

機能はともかくとして、情報発信者にとっては非常に問題である。必ず情報発信者にフィードバックする、そういうことを考えてもらわないと。情報を発信した人の所に結果はこうでしたという戻りがないと、発信者はいつまでも不安を持っている。

【橋立所長】

夜間10時から朝8時半までと申し上げたのは、火災の放送で、他に停電、クマ等

についての情報はいただければ返さないといけない。その辺はきちんとさせていただきたいと思っている。

【井部会長】

頸城区は今まで手を抜いてきたのか。

【橋立所長】

手を抜いてきたのではなく、夜間で消防団はメールで出動して消火活動を行っている。夜中の12時とか1時とかということもあり放送はしていなかったが、24時間全市同じく放送するという事になれば実施を考えたいと思う。

【横山委員】

皆さんもご存知のように私はこの業務を担当している。所長の話は、夜10時から朝8時半までは夜間しないということは、火災がその前にあった時には鎮火放送をしないというのが建て前であったと思う。夜10時過ぎた場合には。火災発生の場合はやっていた。その辺は心配する必要はないと思う。

市議会を通過してしまったが、確かに住民サービスの低下である。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【石野委員】

サービス低下は別として、無駄があったからそれを無くそうということ言えば、職員の働き方改革にも繋がるので、良いことだと思う。

13区全体でこれを実施した時に、どれくらいの経費の削減を予定しているのか。

【岡村課長】

細かい所の積算は別として、だいたい毎年5,000万円は削減できると見込んでいる。また3月の予算の時期には細かい数字も説明できると思う。

先ほど触れられたサービスの低下の点については、休みの日に手続きができたものができなくなるということで、そこはご容赦、我慢いただかないといけないところではある。一方で皆様からお預かりしている税金の使い方を考えた中で、必要な所にしっかりと予算を充てていかななくてはいけないということもあるので、そのために少し我慢していただくところがあるということをご理解いただきたいと思っている。

【石野委員】

5,000万円が妥当なのか別として、住民説明会の時には具体的な金額ベースで

の説明も補足の中に入れることで、更に住民の皆さんの納得が得られる方向になるのではないかと。市としては非常に予算が厳しくなる一方で、逆に言えば、ある程度サービス低下になるかもしれないけれども、こういった削減ができるので是非その方向で進めていきたい、というような申し添えをしていただければと思う。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【芳賀委員】

所長が言ったのは今までの頸城区の件で、今後は24時間夜間もずっと対応するということになるということか。その上で例えば情報の活用を緩和して、それによって決めるということが実際に行われるのか。

【岡村課長】

24時間の対応ということは地域の皆さんの不安の解消ということで、「夜間も含めて放送を今までも実はしていた」ということで、地域の説明においても、そのように対応させていただく。

芳賀委員の質問は、「総合事務所長の判断」という言葉が今までの説明の中で出てきたので、「この情報は流すけれども、この情報は流さないということになると心配だ」という主旨でよろしいか。

【芳賀委員】

よろしい。

【岡村課長】

確認させていただいた通り、クマや停電の場合は地域の皆さんもしくは企業からの情報をいただいた段階で放送させていただく。火災の場合は職員が登庁して最初に着いた職員が放送するというので、選別することなく対応をさせていただくのでご安心いただければと思う。

【芳賀委員】

念押しするが、今の中国を見てわかるように情報を遅らせて出すということは重大なことが起こる。特にこの地域であれば原発の事故。これをすぐに報道しないで時間を置いて、例えば30分の遅れも大変なことになる。一切躊躇しないでいろいろなことをしっかりやっていただきたい。

【橋立所長】

課長が言われたように、市として24時間ということで皆さんの意見をお聞きした。
24時間体制で対応していくのでよろしくお願ひしたい。

【岡村課長】

市では、最初放送はしないという方針案で説明をさせていただいたが、地域の皆さんの声を受けて24時間体制ですという方向に改めている。

住民説明会では、深夜の時間帯も含めて24時間体制でしっかりと情報を伝達していくということを説明させていただく。

【井部会長】

「所長判断」というのは、ないということによいか。

【岡村課長】

所長判断というのは今まで各13区で取り扱いがまちまちだったということを一
言で表現する意味で使っていたところがあるが、情報自体は所長によって流したり流
さなかったりすることではない。

【井部会長】

所長判断になると、仮に原発事故があってもちょっと待ってというのも所長判断。
それはないということか。

【岡村課長】

それはない。

【井部会長】

他に質疑等を求めるがなかったので、報告事項1「総合事務所の時間外受付の見直
し概要等について」を終了。

(自治・地域振興課岡村課長、廣川副課長、小酒井係長退室)

【井部会長】

引き続き、報告事項2「大池・小池を元気にする会からの報告について」に入る。

【田村次長】

去る1月16日に開催した第6回大池・小池を元気にする会での検討状況は、
第3キャンプ場駐車場整備事業、大正山の整備事業について、市の施設所管課から
12月に整備が完了したとの報告があった。

大池いこいの森ビジターセンターの管理運営については、大池・小池を元気にする
会として、NPO 法人頸城区観光協会に受け皿になっていただけないか打診してきた。

観光協会から12月23日に理事会を開催し、厳しい意見も出たが現状で考える限りビジターセンターを管理していくのは、観光協会において他にないとの判断から引き受けることに決定した。今後地域の皆様方からの協力をお願いしたいとの報告があった。

最後に大池・小池を元気にする会の方向性について、会の設立目的である観光資源として利活用を図るため、事業主体の検討、事業の具体的な内容の検討に一定の目途がついたことから、3月末を目途に解散することとする。今後施設の運営や利用企画案の実践など具体的な部分で地域をあげての下支えが必要になることから、元気の会として、今年度中に新たなサポート体制を構築することで委員の皆さんから了承していただいたとの報告があった。

【井部会長】

委員に質疑等を求める。

【笠原委員】

ビジターセンターの管理運営を観光協会がするという事で、市としての予算の裏付けも取れたということで解釈してよいか。また、総合事務所の庁舎内に観光協会があるが、そちらの方に動くという計画や具体的なものはあるのか。

【橋立所長】

市の支援については、観光協会が受け皿という方向性を示されたことから所管課と観光協会と協議をしている。また、事務局の移転は、検討しているという話は聞いている。

【井部会長】

地域を元気にするために必要な提案事業は、予算的な面についても市が我々の要望について検討して予算化する方向で動いていると聞いている。それにあたって観光協会の事務所移転についてもどうするかというのはこれから協議をする。

【井部会長】

他に質疑等を求めるがなかったので、報告事項2「大池・小池を元気にする会からの報告について」を終了。

【田村次長】

次回の地域協議会は、大池いこいの森ビジターセンター及び日本自然学習実践センターの行政財産としての用途を廃止し、普通財産化に向けて市は手続きを進めること

となる。施設の廃止については、地域協議会に諮問し、答申をいただく必要があることから、次回は2月4日（火）午後6時30分の開催を考えている。

【井部会長】

他に質疑等を求める。

【上村委員】

先回の地域協議会で公の施設の再配置計画について、地域の皆さんに説明会をしていくというスケジュールの中で、令和元年12月から令和2年3月まで町内会長及び関係する団体等々をこの期間の中で協議をしていくというような説明があったが、どういう団体とどんな形でいつやるのか、計画が立てられていたら教えていただきたい。

【橋立所長】

市の内部で団体との調整、いつやるかというのは調整しているところである。また、団体との協議結果については、地域協議会の場で報告させていただきたい。

【井部会長】

- ・他に質疑等を求めるがなし。
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-530-2311（内線 212）

E-mail：kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。